

## ご挨拶



## 子どもの貧困 その警鐘が聞こえない人々

レラピリカが開設されてもうすぐ3年になります。これまで66人の子どもたちが利用してくれました。平成28年度も11月末現在で16人の利用があり、組織の運営も順調です。これもひとえに皆さまのご支援、ご協力の賜物であり、心より感謝申し上げます。

さて、利用してくれる子どもたちに共通するのは「貧困」の二文字です。子どもの貧困率が16.3%と報告されています。それは4人世帯で年収300万円くらいが貧困ラインだとすると、それ以下の家庭で生活する17歳以下の子どもたちが350万人くらいいることになります。子どもの貧困問題がなぜ重要かという、今、それを解決できるか否かということが、日本の30年～40年後の姿を決定するからです。少子化対策を叫んでいながら、児童虐待通告件数が10万件を越え、子どもの貧困が減らないことに有効な対策を打てない日本。このままでは社会的・経済的に自立して生きていくことができない大人がどんどん増えていきます。「子どもを10歳まで守りきれなかったら、それから後は社会の方を子どもからどうやって守っていくかを考えなければならなくなる。」と言った人がいます。虐待と貧困は社会の安定と平和を壊すということです。

11月8日の「子どもの未来応援基金1周年の集い」で、安倍首相からメッセージがありました。「日本の未来を担うみなさんへ」というのです。「あなたは決してひとりではありません。」ではじまり、「あなたが助けを求めて一歩ふみだせば、そばで支え、その手を導いてくれる人が必ずいます。」と続き、最後は「あなたが夢をかなえ、活躍することを応援しています。」で終わるのです。「そばで支え、その手を導いてくれる人」って私たちのことでしょうか。「あんなたちが何にもしてくれないから、私たちがボランティアでやっているんでしょ!」と厭味の一つも言ってやりたくありませんが、30年後にこの世にいない人たちには「未来への警鐘」は聞こえない、ということなのでしょう。



子どもシェルターレラピリカ  
理事長

内田 信也



## 子どもシェルター全国ネットワーク会議 in 岡山

弁護士 平野 美里

平成28年10月1日及び2日に、岡山において、「子どもシェルター全国ネットワーク会議」が開催されました。今年も、全国から子どもシェルター及び子どもシェルターの設立を準備・検討している団体等が集まりました。現在設立している団体は14団体、それ以外に6つの県から集まり、総勢107名の方が参加しました。今年初めて参加された県もあり、毎年少しずつではありますが、子どもシェルターに興味を持つ県が増えております。

レラピリカからは、弁護士4名とスタッフ2名が参加しました。

1日目は、最初に、子どもシェルター全国ネットワーク会議(\*団体です)が行った昨年度の事業・会計の報告、今年度の事業計画・予算について議論しました。

その後、分科会を行いました。運営者分科会、スタッフ分科会、子ども担当弁護士(コタン)分科会の3つの分科会です。

運営者分科会では、スタッフの人材確保、財政、コタンの複数選任及び関係機関との連携等多岐にわたる問題について意見交換を行いました。運営を重ねることにより浮き彫りになる問題もあれば、まだまだ解決できずに、毎年議論を重ねている問題もありました。また、改めて、子どもシェルターの理念や方向性等についても意見交換をしました。子どもシェルターといっても、地域によってさまざまです。レラピリカは開所してから3年が経とうとしております。レラピリカとして、子どもシェルターをどのように運営していくのか、法人として何をを目指すのか等、改めて検討



していかなければならないと思いました。

スタッフ分科会では、臨床心理士の先生にスーパーバイザーになっていただき、ある事例をもとにロールプレイを行いました。レラピリカのスタッフが適切な対応をされたとのことで、そのようなスタッフと一緒にレラピリカを運営していることを誇りに思います。

今年から始まったコタン分科会では、二つの事例について報告があり、それについて意見交換を行いました。コタンの活動は、ケースバイケースであり、全く同じように活動すれば足りるという単純なものではありませんが、他のコタンがどのような活動をしているのか、どのような事例があるのか等、いろんな情報を得ることができたと思います。

会議後は恒例の懇親会です。全体会や分科会とはまた異なった雰囲気の中で意見交換をすることができました。私は、大阪、新潟、京都、宮崎、沖縄の方に囲まれ、いろんな話を聴くことができました。困難な問題にぶつかりながらも、子どものために何とかしたいという熱い思いは同じであり、そのことが嬉しく、私も、もっともっと頑張っていこうと思いました。

2日目は、全体会を行いました。前半は、各分科会の報告とそれに関連して更なる意見交換を行いました。後半は、設立を準備・検討している団体からの質問への回答や意見交換を行いました。

今年の会議でも、改めて気づかされることもあり、準備をしてくださった岡山を始め、全国から集まった皆様のおかげで、とても充実した二日間となりました。





## 子どもシェルターとレラピリカが抱える問題(その4)

事務局長 中島 圭太郎

今回は、先の国会で成立した改正児童福祉法と子どもシェルターの関係についてお話をすることにします。

### 1 児童福祉法と改正の歴史

児童福祉法という法律は、児童の福祉に関わる公的機関の組織や権限、各種施設及び事業に関する基本原則を定める法律です。皆様をご存知の、保育士の資格や育成方法、児童相談所といった組織についても、児童福祉法が定めています。

ところで、児童福祉法という法律は、最初に制定された昭和22年から、何度となく改正を受けてきました。その改正は、児童相談所の権限を強化したり新たな児童擁護の仕組みを追加したりといったもので、児童福祉法は時代や現場のニーズに合わせて徐々に幾度となく改正を重ねてきたのです。

今年の国会で成立した改正児童福祉法は、今までの改正に比べると抜本的な改正がなされたようにみえます。

児童福祉法は、児童擁護に関する一切の根拠となる法律ですから、今回の児童福祉法改正のポイントを理解することは、すべての児童福祉関係者にとっては非常に大切なことです。

まず、主な改正点から見ていきましょう。

### 2 児童福祉法の改正点

#### (1) 児童福祉法の制度趣旨・目的

児童福祉法の目的を規定する児童福祉法(以下「法」といいます。)1条及び2条が昭和22年の制定後初めて改定されました。

法1条は、児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)の批准を受けて、児童が、子どもの権利条約に規定する様々な権利を有することを確認しています。

また、法2条は完全な新設規定であり、子どもの「最善の利益」という子どもの権利条約においても用いられたキーワードを用いて、全国民が児童の育成に対しての努力義務を負い、児童の保護者が児童の育成について第一義的責任を負うことを確認するとともに、国及び地方公共団体の責任を謳っています。

このように、子どもの最善の利益を考慮した児童育成が、全国民の義務であること、保護者や国・地方自治体の責任が明示されたことは、非常に画期的であるといえます。

#### (2) 養育環境確保についての優先順位

法3条の2は、国・地方公共団体が児童育成についてどのような責任を負うべきかを規定したもので、これも新設の規定です。児童は、まず家庭環境において

養育されるべきであり、そのために児童の保護者を国・地方公共団体が支援すること、それが困難または適当でない場合は、家庭環境と同様の養育環境、ついでできる限り良好な家庭的環境において養育されるように必要な措置を取らなければならないとしています。

家庭環境>家庭環境と同等の養育環境(里親やファミリーホーム)>できる限り良好な家庭的環境(少人数制の児童擁護施設)という優先順位を規定しているといわれています。

#### (3) 基礎自治体(市町村)の役割の強化

法3条の3は、市町村・都道府県・国の役割分担を定めた新設規定です。市町村が基礎的自治体として、児童及び妊産婦の実情把握、情報提供、家庭等からの相談及び指導を行い、都道府県は市町村に対する助言援助や市町村では対応できない業務の実施を行い、国は市町村や都道府県の業務に対する助言・情報提供・援助を行うことを定めています。

家庭環境における養育を理想とすることとしたことから、家庭環境に最も身近な市町村が家庭での養育を支援するという構成が取られたものです。

#### (4) 在宅支援の強化

法26条2項は、児童やその保護者に対し、児童福祉司や児童委員による指導、児童家庭支援センターや一般相談支援事業所・特定相談支援事業実施者による指導を受けさせることができると定めています。これは、従前のように児童相談所の一時保護や措置による指導・矯正を図るものではなく、児童を家庭環境において養育させるために、在宅での指導を行うことができるようにするという在宅支援を明確に打ち出しています。

#### (5) 児童相談所の体制強化

児童相談所の体制強化が図られています。児童相談所に弁護士を配置する義務が課されたり(法12条3項)、児童心理士の設置(法12条3項)、児童福祉司の配置人数の増加(法13条)、中核市及び特別区への児童相談所設置が規定されるようになりました。

このほかにも、今回の児童福祉法改正は全面的な見直しになっております。実務上の影響は大きいと考えられます。児童福祉法の運用については、現場との調整が必要なものですので、法律が改正されても、現場に反映されるのは来年以降というものも多いと考えられます。

児童福祉法の改正については、話が長くなりますので、子どもシェルターに関わる改正点については、次回にお話します。



## コタン奮闘記

弁護士 横山 尚幸

コタンに就任した際、私が心掛けたことは、優先順位を上げることです。

弁護士は、様々な種類の仕事を抱えています。

裁判所の手続では書類の提出期限が設けられ、交渉案件では相手方から回答を求められます。締切りがある仕事は必然的に優先順位が高くなり、締切りがない仕事は後回しになりがちです。

私が今年初めて担当したコタンの仕事は、厳密な意味での締切りがない仕事でした。にもかかわらず、私が優先順位を上げることが心掛けたのは、子どもとの信頼関係を築くためです。

一般的に、虐待は、子どもに対し、身体的影響、知的発達面への影響、心理的影響を与えるとされており、虐待を受けた子どもは、人のことを信頼できなかったり、自分に対する評価が低かったり、上手く感情をコントロールできない等の特徴があることも多いです。

シェルターに入所してくる子どもは、虐待等を理由に、自宅では安心して生活できない子どもであり、心に何らかの傷を負っています。そのような子どもたちと信頼関係を築くためには、コタンがきちんと活動していること、一緒に悩みを考えていることを伝える必要があります、そのためには、コタンの仕事の優先順位を上げることが必要であると考えていました。

私が担当したA子さんは、養父から殴る蹴る等の暴行、バイト代を搾取される等の虐待を受け、知人宅を転々としながら生活をしていました。

それでも、虐待が、A子さんが中学2年生のときから始まったこと、A子さん自身友人が多かったこと等もあり、虐待による心理的影響はそれ程大きくなく（一般に、幼いころから虐待を受けていた子ほど、心理的な影響が大きく出ると考えられています。）、A子

さんは、スタッフや弁護士と問題なくコミュニケーションを取ることができました。

A子さんは、シェルター内で問題を起こすようなこともありませんでしたが、コタンとして行うべき仕事は少なくはありませんでした。

まず、手続を踏みシェルターに入所してもらうため、児童相談所に申請を行いました。また、A子さんには、持病がありましたが、保険証を持ち歩いてなく、半年以上、通院できていない状態だったため、A子さんが通院できるように、関係機関との調整（申請）を行いました。そして、A子さんが、養父との関わりを避けながら、これまでのバイト経験を活かした仕事をして、一人暮らしをすることを希望したので、不動産業者を通じて、未成年でも借りることができる物件を探しました。未成年による賃貸借契約ということで、借りられる物件は限られ、貸主による審査も厳しく、契約締結まで書面のやり取りや電話での交渉も重ねることになりました。これ以外にも、親との関係、知人との関係で対応を求められること、気分転換のために一緒に外出すること等もありました。

行政機関との調整・申請手続や賃借物件の契約手続は、弁護士業務として頻繁に行なう仕事ではなく、苦勞が多いのも事実です。また、シェルター・事務所間の移動に時間がかかるため、1つの手続を行うだけで、半日近く時間がかかることもありました。

それでも、コタンの仕事に積極的に取り組めたのは、私が頑張ることで、これまで居場所がなかったA子さんに安心して生活できる環境を提供でき、A子さんの将来に少しでもつながると思えたことが理由だと思います。

A子さんとは、現在でも連絡を取っています。困ったことがあれば、相談もしてくれます。シェルター退所後に、関係者で20歳の誕生日会を行なった際には、とても喜んでくれました。

シェルターを退所しても、すぐに安定した生活を送れるわけではありません。特に一人暮らしを開始した子は、初めて自分で家計を管理することにもなります。区役所や銀行での手続が初めてということもあります。シェルターに入所したことで、相談相手ができ良かったと思ってもらえるよう、これからも活動を続けていきたいと思っています。

以上



# スタッフ通信

## のんのスタッフとして



はじめまして。今年の6月からのんのスタッフとして勤務しております。気付けばのんのスタッフになり半年を迎えようとしております。もうそんなに月日が経っていたんだな〜とこの原稿を書きながら非常に驚いています。

のんのの第一印象は「なんて綺麗なところなんだろう！」でした。外観も内観もとても綺麗で庭にはバラやラベンダーなどのお花が植えてあり、家の中はかわいい装飾やぬいぐるみ(通称パンダのはなちゃんというとても大きなパンダのぬいぐるみ)など女の子が好む物が飾ってあり、なによりとてもあたたかな雰囲気初めて訪れる私もとても安心する家だな〜と感じました。

実際にスタッフとして勤務を始め驚いたことがありました。それは入居者さんの生活の様子です。のんのには1日の日課として起床時間・学習の時間・ご飯の時間等が決まっており、入居者さんの心の状態や体調によって無理強いはもちろんしません。……が驚いたことに入居者さんは朝はしっかり起床しご飯も食べ、学習にも取り組み、とても規則正しく生活をしている方ばかりです。中にはお昼頃まで寝ている方もいますが半年勤務をしている中でほとんどの方が起床時間に起床・朝食その後学習に取り組んでいました。自分が入居者さんと同じ年齢だった時を考えると朝はギリギリまで寝ていたいし、学習もできることなら回避したいし、夜は遅くまで起きていたいと思っていますが……なんて偉いのだろう！といつも感心してしまいます。また、率先してスタッフの手伝いをしてくださる方も多く、スタッフと一緒にカレーライスやチャーハン等のご飯を作ったり、「朝早くに起きて朝食を人数分全部作る！」と言って本当に全部作ってくださった方もいました。重たい荷物を持ってくれたり、さりげなく食器を洗ってくれたり、入居者さんに助けられることが多々あります。本当によく気が付く方だな〜と思う反面、スタッフの言動をよく見ているなど、スタッフとして一人の大人として模範となる言動を取らなければなど日々感じます。一番近くで関わるスタッフだからこそ、入居者さんが安心してのんので過ごせる雰囲気作りだったり行動をしなければと思います。

ただ、どの入居者さんも共通していることは、とても素直で可愛らしい方達ということです。「ごはんおいしい!」「●●さんは座って休んで」「●●さんにお菓子取っておいたから食べてね」など、なんて優しく可愛い、素直な子たちなのだろうと思います。その反面、この子達に何をしてあげられるのだろうか、何が出来るだろうか、この子ののんへ来てよかったと思ってきているのだろうかと思う時があります。「あの時しっかりと話を聞いて

てあげればよかった」「もっとしっかり向き合えばよかった」など反省ばかりですが、入居者さん

さんから頂いた手紙を見ると、とても嬉しく心が暖かくなります。入居者さんがのんのから旅立つ時には手紙をくださる方が多くいます。中には直接渡さずに部屋に置いておき、スタッフが掃除をした時に見つかるという粋な事をする方もいらっしゃいました。どの手紙も感謝の言葉やこれからがんばりませう、スタッフの皆さんも頑張ってくださいと言う事が書かれてあり、心の底からこれからの人生を幸せに歩んでほしいなと思う反面、少し寂しい気持ちになってしまいます。手紙を読んでいるとスタッフと一緒にしたこと、スタッフにしてもらったこと等が書かれており、私にとっては当たり前で何気なくしている事でも、入居者さんにとっては知らない場所で、知らない人と過ごしてこの先どうなるのかわからないという不安を抱えて過ごしている中で、一緒にご飯を食べたり、遊んだり、話をしたり、何でもいっしょに何かを行うという行為1つ1つがとても嬉しいことで心が落ち着くことなんだな〜と思いました。そんな何気ない時間を、これからも大切にしていきたいなと思います。

この半年の間で約10名の入居者さんと出会いました。どの入居者さんもそれぞれいろいろな事情を抱えており、不安や心配事が体調に出る方やスタッフや他の入居者さんへ気持ちをぶつけてくる方、逆にスタッフとは必要最低限の会話だけで漫画やTVに没頭する方など、本当に様々です。自分の辛い過去をスタッフに話してくださる時もあります。話していくうちに辛く悲しくなってしまう、落ち込んでしまう方もいます。そんな時、他の入居者さんがいるとお互い慰め励ましあえる、同じ境遇、経験をした人しかわからない感情を分かち合えるというのものんのの良いところだなと思います。のんのスタッフとして、まだまだ学ばなくてはいけない事が多々ありますが、どんな時でも入居者さんの気持ちに寄り添い受け入れる姿勢を忘れず、のんので過ごせてよかった、ちょっとまた頑張ってみようかなと思ってもらえるような関わりができればいいなと思います。

入居者さんのことばかり書いてしまいましたが最後に。のんのは理事長を始め弁護士やボランティアの皆さん、その他たくさんの方の皆さんの支えがあって成り立っているということを忘れず、感謝の気持ちを持ってこれからものんのスタッフとして笑顔で頑張っていきたいと思っています。これからも、どうぞよろしくお祈りします!

スタッフ TM



## コタンに登録して

弁護士 小池 明子

この度、子ども担当弁護士（コタン）に登録いたしました弁護士の小池です。

私は、娘を3人育てた母親として、困難な状況にある女の子のお手伝いがしたいと、ずっと思っていました。

そもそも、私が弁護士になりたいと思ったのも、子育てをする中で、女性や子どもの生きづらい状況を見聞きし、何とかお役に立つことができないかと思ったからでした。弁護士になる前に、子どもシェルターのことを知り、このような仕事に係りたいと思っていました。司法試験に合格することができなければ、スタッフとして働かせてもらえないかと内田理事長にお願いしたこともありました。

このように、私が弁護士になるためのモチベーションのひとつが、子どもシェルターだったので、コタンに登録できたことをとても嬉しく思っています。

ただ、コタンはほとんどが若い弁護士で、保護される女の子と近い年齢なので、私のような者がコタンをすることはどうなのかと、少し心配です。女の子から、いわば友達のような感覚で信頼されることが望まれているのかとも思うからです。

でも、子どもと一緒に考えることは得意ですので、暖かい雰囲気の中で、将来のことを子どもと一緒に考えていけるようなコタンを目指したいと思っています。

まだ登録したばかりで、レラピリカのこともコタンのこともよくわかっていませんが、一生懸命頑張りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上



## ご寄附・ご支援のお礼

副理事長 大川 哲也

平素より「特定非営利活動法人 子どもシェルターレラピリカ」の活動にご理解賜りありがとうございます。



当法人の活動内容について若干敷衍いたしますと、2013年12月24日の開設後、これまで(2016年11月25日現在)66名のご利用をいただきました。喜ぶべきことなのか非常に悩ましいのですが、数多くの子どもを保護していることは事実です。各位からの暖かいご支援により、今のところ、財政的には順調に推移しております。本当にありがとうございます。

ご厚情に報いるべく、役職員一同、一人でも多くの子どもを救うため全力で取り組んでいくことを誓約申し上げます。今後ともご指導ご鞭撻のほど、宜しくお願い申し上げます。

## 入会・寄付のお願い

子どもシェルターの運営には子どもたちの生活費やスタッフの人件費などで年間1500万円以上の資金が必要です。しかし、行政から支給される公費だけでは不十分で、皆さまからのご寄付を必要としています。皆さまからの温かいご支援をお待ちしております。

### ■会員として継続的にご支援をいただける場合

レラピリカでは、私たちの活動理念に賛同して入会していただける方を募集しております。

入会を希望される方は、「入会希望」と明記のうえ、希望する会員の種別、住所、氏名、電話番号をFAXまたは郵便でレラピリカまでお知らせください。レラピリカより入会申込書をお送りします。

なお、入会された方には、レラピリカの活動報告やニュースレター、イベント案内などを継続的にお送りします。

### ■会員の種類

【正会員】 総会で運営方針などについてご意見をいただく会員(個人のみ)

【賛助会員】 資金面で援助していただく会員(個人、団体)

### ■年会費 ※会員からのお申出がない限り、毎年自動更新となります。

【正会員】 5万円(別途入会金10万円)

【賛助会員】 個人／一口5,000円、団体／一口1万円

### ■会員にならずご寄付のみいただける場合

匿名での寄付も承っておりますが、可能でしたら、お振込後に住所、氏名、電話番号をFAXまたは郵便でレラピリカまでお知らせください。レラピリカよりニュースレターをお送りいたします。

#### 連絡先

〒060-0042 札幌市大通西12丁目  
北海道高等学校教職員センター 5階 北海道合同法律事務所内  
電話：011-272-3125 FAX：011-272-3126

### 寄付及び 会費等の振込先

北洋銀行札幌西支店：普通5170871

特定非営利活動法人 子どもシェルターレラピリカ 理事長 内田信也

郵便振替口座：加入者名 特定非営利活動法人 子どもシェルターレラピリカ  
口座記号027109 口座番号101160

## ご寄付をいただきました

ご寄付をいただいた皆様に、心より御礼を申し上げます。

ニュースレター第5号にてご紹介させていただいた以降、新たにご支援を頂戴いたしました企業様・団体様をご紹介申し上げます。

(敬称略 2016年11月30日まで)

どんぐり児童育成会  
(公財)札幌法律援護基金



# 羽ばたくための 準備をしていきましょう

広い北の大地を  
風のように  
自由に駆け抜けて  
欲しい

## ●レラピリカに込めた願い

レラピリカとは、アイヌ語で「美しい風」という意味です。  
居場所のない子どもたちが、子どもシェルターで生活する間に  
少しでも生きる力を蓄え、  
子どもシェルターを巣立って行った後は  
広い北の大地を風のように自由に駆け抜けて欲しい、  
そのような願いが込められています。

## 声を聞かせて!

2

詳しい事情をお聞きして、どのような支援ができるか  
検討します。  
入所できるのは原則20歳未満の女子で、入所する  
際は基本的な約束ごとを理解していただきます。  
子どもと面談して、入所の意思を確認します。  
入所が難しい場合でも、相談にのったり助言をし  
たりすることもできます。他の専門機関への橋渡しを  
することができる場合もあります。

## そして、大空へ…

4

次の生活の場所が見つかったら、レラピリカは卒業  
です（利用期間は2週間から2か月くらいを目安とし  
ています）。  
卒業した後も、困ったことや悩みごとがあればいつ  
でも子ども担当弁護士に相談してください。

卒業後も  
困ったことや  
悩みごとがあれば  
いつでも  
相談できます

## 翼が疲れたら…

1

居場所のない子どもや相談を受けた大人・機関は、  
レラピリカに電話してください。

電話番号

011-272-3125



## ようこそ、 レラピリカへ!

3

利用料（食費や宿泊費など）は無料です。  
ゆっくり休んで、自立に向けて羽ばたくための力を蓄  
えましょう。  
子ども一人ひとりに子ども担当弁護士がつき、法的  
な支援や親権者などとの交渉を行います。  
家庭への復帰、一人暮らし、住み込み就労、自立援助  
ホームなど、次の生活の場所を一緒に探します。

特定非営利活動法人 子どもシェルター レラピリカ

〒060-0042

札幌市中央区大通西12丁目北海道高等学校教職員センター5階

北海道合同法律事務所内

電話:011-272-3125 FAX:011-272-3126

ホームページアドレス <http://rera-pirka.jp/>

レラピリカ

NEWSLETTER

ニュースレター

No.06

